

平成29年12月6日

公益社団法人日本美容医療協会
会長 保阪 善昭 殿

一般社団法人日本美容外科学会 (JSAPS)
理事長 佐藤 兼重 殿

一般社団法人日本美容外科学会 (JSAS)
理事長 保志名 勝 殿

一般社団法人日本美容皮膚科学会
理事長 川田 暁 殿

医療問題弁護団
代表 弁護士 安 原 幸 彦

品川美容外科糸リフト被害原告団

品川美容外科糸リフト被害対策弁護団
団 長 弁護士 三 枝 恵 真
(連絡先)

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1-15-9 さわだビル 5 階

東京共同法律事務所

電話 03-3341-3133 F A X 03-3355-0445

事務局長弁護士 花 垣 存 彦

美容医療（特に自由診療）に関する事前説明及び広告に関する要請書

第1 要請の趣旨

医療問題弁護団、品川美容外科糸リフト被害原告団及び品川美容外科糸リフト被害対策弁護団は、貴会らに対し、以下の取り組みを行うよう要請いたします。

1 インフォームド・コンセントについて

- ①貴会らにおいて、所属する会員が、今後の診療において、患者に対し、施術を決める前に、施術内容及び施術方法、その効果及び効果持続期間、ダウンタイムや合併症について、医学的合理性のある説明を患者が理解できるように平易で丁寧にするとともに、その料金体系も分かり易く明示し、施術を受けるか否かについて、十分な熟考期間を設けるよう、指導を徹底すること

- ②貴会らにおいて、特にインフォームド・コンセントに関する患者の相談窓口を設けるなど、患者の声を取り入れる仕組みを作り、苦情を集約した上で、所属する会員に対して、周知、注意喚起すること

2 ホームページ広告について

- ① 貴会らにおいて、ホームページ広告に関する法規制の動向を注視し、その内容を所属する会員に周知させ、法令その他規制の遵守の徹底をはかること
- ② 貴会らにおいて、ホームページ広告に関する患者の相談窓口を設けるなど、患者の声を取り入れる仕組みを作り、苦情を集約した上で、所属する会員に対して、周知、注意喚起すること
- ③ 貴会らにおいて、定期的に、所属する会員のホームページをチェックし、法令その他規制に抵触していないか確認すること

第2 要請の理由

1 はじめに

- (1) 医療問題弁護団（以下、「当弁護団」といいます。）は、東京を中心とする240名余の弁護士を団員に擁し、患者側の立場に立って、医療事故被害者の救済、医療事故の再発防止のための諸活動を行うことを通じて、患者の権利を確立し、かつ安全で良質な医療を実現することを目的とする団体です。

当弁護団に品川美容外科の糸リフト術に関する被害の相談が多く寄せられたことから、当弁護団が母体となり、平成26年、「品川美容外科糸リフト被害対策弁護団」（以下、「糸リフト弁護団」といいます。）を立ち上げました。その後、医療法人社団翔友会を被告として損害賠償請求訴訟を提起し、追加提訴も含めて原告数は75名となりました。こうして提訴した原告らの有志が集ったのが、品川美容外科糸リフト被害原告団（以下、「糸リフト原告団」といいます。）です。

そして、訴訟での主張・立証、医師尋問・本人尋問などを経て、平成29年12月6日までに、東京地方裁判所において、全ての原告との間で訴訟上の和解が成立しました。

和解においては、十分な説明を受けられないまま即日施術を受け、あるいは熟慮の機会を与えられずに施術を受けるに至り、期待した効果を得ることができなかった等といった被害実態に照らして、「被告医院における説明内容（特に、施術の内容・方法や効果の点）について原告らから問題点を指摘されたことを真摯に受け止め、改めて、患者の自己決定の前提となる必要十分な説明及びこれに基づいて熟慮した患者の自己決定を尊重することの重要性に思いを致し、より良い医療の提供に努めることを約する」とのいわゆる再発防止条項が入れられました。

- (2) 美容医療では、疾患の治療というよりは、本人が理想とする姿を実現するための施術であることから、医師による十分な説明のもと、本人が納得して施術に同意することが重要になります。また、近年は、通院の契機として、医療広告（特にホームページ広告）を参考にする場合も多く、広告の重要性も大き

くなっています。

他方で、当弁護士としては、美容医療の広告内容に問題があると思われる相談や、診療行為の前提となる説明内容が不足していると思われる相談を受ける機会が増えていることを実感しています。美容医療に関し、複数の患者が同じ被害を訴えたため、集団事件となった案件も、上記の糸リフト原告団が提訴した事件以外にも経験しています。

このように、美容医療の相談案件が増えている状況に照らせば、自由診療が中心である美容医療では、診療行為自体が多様であることから、説明すべき内容や広告が許される内容について、医療機関側に十分に周知されているとはいえない状態なのではないかと考えざるを得ません。

そこで、当弁護士、糸リフト原告団及び糸リフト弁護士（以下、「当弁護士団ら」といいます。）は、トラブルをなくし、患者が安心・納得して美容医療を受けることができるよう、本書面において、貴会らに対して、以下のとおり要請いたします。

2 要請の趣旨第1項について

(1) 美容医療に関するインフォームド・コンセントの重要性

美容医療は、治療の客観的な緊急性に乏しく（患者の主観的な事情は除きます。）、患者が十分に情報収集をした上で受診を決断することが必要です。

他方、患者は医学的知識・知見に乏しい者がほとんどです。また、上述のように、魅力的な内容のホームページ等を見たうえで受診をし、美容医療の効果に多くの期待を寄せて受診をしているのが現実です。さらに、美容医療も、施術の内容如何では身体的侵襲を伴い、ときには重篤な合併症が生じ得る医療行為です。加えて、近時では、施術価格が一義的に分かりづらい標記がなされていることもあります（例えば「1cc 当たり〇〇円～」などの表記や、本体施術以外に「オプション」や「トッピング」などの料金が課される等）。

そこで、患者に対して、施術の効果や生じ得る合併症につき、適正かつ分かりやすい説明をしなければ、患者は、施術についての効果や生じる得る合併症について、正確な認識をすることが出来ません。また、施術価格についても、一義的に明らかな価格設定をし、それを患者に丁寧に説明しなければ、ときには患者にとって予想外の多額な支出となり、施術の効果と相まって、医療機関との間に不信感や法的トラブルを生む要因となります。加えて、美容医療においては、上述のとおり、治療の客観的な緊急性に乏しいため、即日施術は避け、患者が、施術を受けるか否か、受けるとしてどのような施術を受けるか（施術内容や施術価格等）について、熟慮する機会を設ける必要があります。

そもそも、医師は、患者が医療行為を受けるか否かを主体的に自己決定するために必要かつ十分な説明をする義務を負っています。

最高裁判所の判例（平成13年11月27日最判・判例時報1769号56頁）でも、「医師は、患者の疾患の治療のため手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、疾患の診断（病名と病状）、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などについて説明すべき義務がある」と

され、これは医師の説明義務の一般的な内容を示したものです。なお、美容医療に関し、説明義務違反の有無が問題となった裁判例につきましては、後述の「(3) インフォームド・コンセントが問題になった事例」及び添付の「別紙」をご参照ください。

加えて、繰り返し述べているとおり、美容医療の場合は、治療の客観的な緊急性が乏しいといえます。そのため、時間をかけて患者が手術の実施をするか否かについて自己決定することが可能ですので、通常の手術の場合よりも患者の「熟慮の機会」(平成13年11月27日最判・判例時報1769号56頁)が保障されなければなりません。

このように、美容医療の分野においては、他の医療分野にもまして、インフォームド・コンセントが極めて重要なものといえます。

(2) 美容医療に関するインフォームド・コンセントについての注意喚起の状況

美容医療に関するインフォームド・コンセントの重要性は、以下の各通知や注意喚起からも明らかです。

ア 厚生労働省

① 「美容医療サービス等の自由診療における インフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日)

- 「1. 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること。
2. 実施しようとする施術に要する費用等(当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む。)や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
3. 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと。
4. 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。」

② 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集(Q&A)の送付について」(平成28年3月31日、平成28年5月20日差し替え)(※弁護士注：上記①の「1」ないし「4」に対応し、各項目の意味内容を説明。)

(※上記①「1」の内容)「治療等の内容ではなく費用を前面に押し出すなど極端に強調した説明、加工・修正した術前術後の写真等を使用した説明、内容が虚偽であるもの他、事実を不当に誇張していたり、人を誤認させたりする説明等が該当します」

(※上記①「2」の内容)「当該費用によって受けることができる施術の内容、回数や範囲、

保険診療での実施の可否、解約条件に関する規定等について、わかりやすく記載した説明書面を用いるなどした上で、当該施術を受けようとする者に対し、十分に時間をかけて説明し、承諾を得ることが必要です」

(※上記①「3」の内容)「医療従事者は当該施術について、①効果とリスク・施術の効果(効果の程度には個人差がある旨も含む)・施術に伴うリスク(副作用、合併症・後遺症の有無・程度・発症確率、術中の痛みや苦痛等)・効果とリスクのバランス②類似の効果が期待できる複数の施術が存在する場合には、それぞれの効果・リスク・費用・期間を比較した選択肢等を事前に丁寧に説明する必要があります。」

(※上記①「4」の内容)「即日施術の必要性については、当該施術を受けようとする者の希望等も踏まえ、医師により総合的に判断されるべきものですが、一般に、美容目的で行われる施術については、施術を受ける緊急性が低いと考えられ、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎む必要があります。」

イ 消費者庁(厚生労働省と連名)

「美容医療を受ける前に確認したい事項と相談窓口について」(平成29年3月)

「【どんな施術を行うのか、きちんと説明を受けましたか?】

美容医療などの施術を受ける場合は、医師などから十分な説明を受けた上で、落ち着いてよく考えてから施術を受けるか決めましょう!

Check 1 医師の説明を「十分に」理解できましたか?

施術の効果、想定される副作用や合併症

薬や材料、機器などの安全性・有効性

他の施術方法(選択肢)の有無

施術の費用(保険適用の有無)、回数

解約条件などの契約内容

施術の内容や契約について十分に説明を受け、納得をした上で施術を受けましょう!

Check 2 その施術は、「今すぐ」必要な施術ですか?

「今すぐ契約すれば安くなる」など、即日の施術や契約を強引に勧められた。

希望していない施術をしつこく勧められた。

美容目的の施術は、多くの場合、緊急性が低いと考えられます。冷静に考えましょう!」

ウ 国民生活センター

「美容医療サービス 十分な説明を求め契約は慎重に」(平成27年2月9日)

「美容医療サービスの施術には身体への危険が伴います。広告等の情報をうのみにせず、施術内容、価格、リスクや施術結果の見通し等について、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断をすることが重要です。

説明や料金に納得できなかつたり、施術に不安を感じたりしたら、その場で契約してはいけません」

(3) インフォームド・コンセントが問題になった事例

美容医療、及び治療の必要性や緊急性に乏しい待機的医療に関し、説明義務違反の有無が争点の一つとされた裁判例を「別紙」のとおりまとめました。

美容医療に関しては、治療の必要性、緊急性から実施されるものではなく、その多くは患者の期待(主として審美的満足)の実現のために実施されるものです。各裁判例は事実経過や施術内容に関し個別性がありますが、いずれもそ

の根底には、美容医療、及び治療の必要性や緊急性に乏しい待機的医療の施術の性質上、患者が期待する効果（審美的満足）が実現できない、または困難なのであれば、患者は（高額な）施術費用を支払ってまで合併症等の危険のある施術を受けないであろうとの判断（したがって、医療機関及び医師には、効果や合併症等の説明を丁寧に行うことが求められている）があるものと考えられます。

（４）まとめ

以上のとおり、インフォームド・コンセントは、特に、治療の客観的な緊急性に乏しい美容医療（自由診療）においては、患者が自己決定権を行使するために、非常に大切なものです。

それにもかかわらず、今回、糸リフト原告団の原告らは、十分な説明を受けず、あるいは熟慮の機会を与えられないまま施術を受け、期待した効果が得られなかった等の被害を受けたことから、提訴をするに至りました。また、その他の案件でも、上記（３）で記載したようなトラブルが発生しています。

そこで、上記第１の１のとおり、インフォームド・コンセントの重要性について改めて所属する会員らに周知徹底するほか（第１・１①）、患者の相談窓口を設けるなど苦情を集約し、会員らにフィードバックすることで状況を改善する仕組みを作ることを求める次第です（第１・１②）。

3 要請の趣旨第２項について

（１）要請の背景事情

ア 美容医療に関する広告、特にホームページ広告の重要性

美容医療は、上述のとおり客観的な緊急性に乏しく、患者が十分に情報収集をした上で受診を決断することができます。そのため、特に近年では、美容医療を受診する場合には、事前に、患者本人が様々な情報媒体から情報収集を行うケースがほとんどです。

中でも、ホームページ等のインターネット上の情報は、患者が事前に十分な情報を得るための手段として、多く利用されています。

糸リフト原告団の原告らも、その多くが、ホームページ等のインターネット上の情報を確認し、その内容に魅力を感じたことが、通院の契機となっていました。

イ ホームページ等広告に対する規制の経緯と今後の動き

ホームページ等のインターネット上の広告が重要性を増すにつれ、その情報の適正さを担保することも重要になります。

もともと、医療広告に関しては、厚生労働省が、平成１９年９月、患者等に必要な情報が正確に提供され、その選択を支援するという観点から、「医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」を作成していました。その後、ホームページ等のインターネット上の広告の影響力が増大してきた傾向を受け、厚生労働省は、平成２４年９月、「医療機関の

ホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）」を作成しました。貴会らも、平成27年9月1日付「美容医療における広告について」と題する文書において、会員らに対して、広告規制の遵守徹底を呼びかけていたところです。

ところが、その後も、ホームページ等のインターネット上の広告の重要性が大きくなると共に、美容医療サービスに関する消費者トラブルが増加しました。

そこで、平成28年3月より、厚生労働省は、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」を開催して、医療機関のウェブサイト等の取扱いについて、継続的に検討するようになりました。検討の結果、平成29年6月には、医療機関のホームページについても医療法上の広告規制の対象に含まれる旨の医療法改正が行われたほか、同年9月には、医療機関のホームページに虚偽や誇大な表現がないか監視する「ネットパトロール」を開始することが決定されました。

上記検討会は現在も継続しており、医療機関のウェブサイトに関する広告規制範囲等について、今後も検討がなされる予定です。

(2) 要請の趣旨第2項①について

このように、患者に対する情報提供の適正化の必要性から、ホームページ等のインターネット上の広告については、現在、順次規制が整えられているところであり、医療機関としては、規制に沿った対応をすることが求められています。

そこで、貴会らにおかれても、今後も、ホームページ等のインターネット上の広告に関する法規制の動向を注視すると共に、その内容を所属する会員に周知させ、法令その他規制の遵守の徹底をはかることを求める次第です。

(3) 要請の趣旨第2項②について

ホームページ等の情報提供の適正化を図り、美容医療サービスに関する消費者トラブルをなくすためには、患者の実際の声（苦情）を身近に知り、その声に応じた措置を心がけていくことが不可欠です。

そこで、貴会らにおかれては、ホームページ広告に関する患者の相談窓口を設けるなど、患者の声を取り入れる仕組みを作り、苦情を集約した上で、所属する会員に対して周知、注意喚起することを求める次第です。

(4) 要請の趣旨第2項③について

上記の通り、平成29年9月から都道府県等の事業として「ネットパトロール」が開始していますが、患者に適正な医療情報を提供するという医療機関の責務を果たすべく、貴会自身が、会員のホームページ等をチェックし、自浄作用を高めていくことが極めて重要です。

そこで、貴会らにおかれても、定期的に所属する会員のホームページをチェックし、法令その他規制に抵触していないか確認することを求める次第です。

4 結語

以上により、当弁護団らは、貴会らに対して、第1の要請の趣旨のとおり、
本書をもって要請いたします。 以 上